

各 位

「働き方改革」に向けた取り組みに関するお願い

デフレからの脱却に向けて経済の好循環を実現するため、労働者の意欲や能力が一層発揮され、労働生産性を向上させていくことが求められています。また、人口減少が進む中で、女性をはじめとするすべての人々が、健康で安心して働くことができるよう、多様で柔軟な働き方を実現することも重要です。

さらには、昨年11月28日に施行された「まち・ひと・しごと創生法」の基本理念として、「仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図ること」、「地域の特性を生かした（中略）魅力ある就業の機会の創出を図ること」が掲げられ、これを具体化する上で、長時間労働の抑制等をはじめとする働き方改革が重視されています。

こうした中、県内では、いわゆる正社員等一般労働者の総実労働時間が年間2,035時間（平成25年）で全国平均よりも17時間長く、週間就業時間が60時間以上の労働者の割合も高くなっています。

つきましては、各企業においては、長時間労働を前提とした労働慣行を変え、「ノー残業デー」の設定、年次有給休暇の取得促進等、それぞれの企業の実情に応じた労務管理が望まれています。

これらを踏まえ、貴組合並びに組合員企業におかれましては、経営トップの発意による働き方改革への積極的取り組みをお願い申し上げます。

平成27年3月

福岡県中小企業団体中央会